

「製品安全」について ～『消費生活用製品安全法』のお話～

私たちのまわりには、あらゆる製品であふれていますが、時には生命にかかわる重大事故につながることもあります。『消費生活用製品安全法』では、一般消費者の生命や身体に対する危害の発生を防ぐために、法律が定められており、特定製品の製造、輸入、販売の規制をしたり、製品事故に関する情報を収集し、消費者に対して必要な情報提供を行うことで、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

製品事故はなぜ起こるかということ、製品自体に問題があって事故が起こる場合と、製品自体には問題はなく、誤った使い方などによって事故を起こす場合に大別されます。

また、製品事故の中には、生命や身体に危害が発生した事故、生命や身体に危害が発生する恐れのある事故があり、そのうち、死亡事故、30日以上の負傷や後遺障害を残す事故、一酸化炭素中毒、火災が重大事故として定義されています。

最近のおもな製品事故

- ・パロマ社製ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故
- ・シンドラ社製エレベーター死亡事故
- ・シュレッダーによる幼児指切断事故
- ・茶のしずく石鹼小麦アレルギー被害問題
- ・カネボウ化粧品による白斑被害問題

製品事故の特徴

- ・消費者の生命、身体、財産にきわめて重大な被害を生ずる場合がある
- ・大量生産、大量消費社会にあり、短期間に同種の被害が大量に発生する可能性がある
- ・被害発生の原因となった製品の構造などが消費者にはわかりづらく、欠陥製品である証明をすることが困難

製造・輸入事業者は、消費生活用製品について、製品事故が生じた時には、原因調査を行い、危害の発生や拡大の恐れがあると認める時には、その製品の回収や、事故を防止するための対策をとるよう努めなければならないとされており、これが、いわゆる「リコール」です。消費者庁のリコール情報サイトでは、リコール製品の情報が掲載されていますので、非常に役立つサイトです。

【3月1日現在の新しいリコール情報の一部】

- 重大事故が多発しているリコール製品
 - * パナソニック「ノートパソコン」用バッテリーパック(2011.4月～2012.9月製)
 - * セブンライフスタイル「スマートフォン用充電器」(2013.6月～2014.6月製) 他
- 新着情報より
 - * 電気製品：リチウム電池内蔵充電器「パワーバンク」(株)ハック ⇒発煙、発火の恐れ
 - * 食料品：メタルカレーうどんの素 大同(株) ⇒製造過程で異物混入のため
 - * 衣料品：THE NORTH FACE ボトムパンツ (株)ゴールドウィン ⇒強度不足で破損の恐れ 他

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 0584-69-3111
- 消費者ホットライン ☎^{いちゃ}188